

各種修了証の再交付・書替・統合の申込みについて

別紙「修了証再交付・書替・統合申込書」に必要事項を記入し、手数料、必要書類等を添えて事務所へ持参するか、郵送で申し込む場合は現金書留をご利用ください。

「修了証 再交付・書替・統合 申込書」は、つぎの3種類に分かれます。

- 技能講習 修了証 再交付・書替・統合 申込書
- 特別教育 修了証 再交付・書替・統合 申込書
- 安全衛生教育・安全教育 修了証 再交付・書替・統合 申込書
(移動式クレーン運転士安全衛生教育は、従来どおりクレーン安全協議会と連盟の修了証になりますので、安全教育との統合は出来ません。)

(備考) ※ 技能講習、特別教育、安全教育を統合することはできません。

※ 統合ができる修了証は、当協会の山形事務所及び酒田分室で交付された修了証に限ります。(当協会の他の事務所、及び他の登録教習機関で交付された修了証は統合できませんのでご注意ください。)

※ 窓口にて手続きする場合の受付時間は、平日9時～16時00分です。
(20分程度で交付いたします。)

【必要書類等】

必要書類チェック欄 (申請前にもう一度ご確認ください)	
申込書	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人による申請の場合は、「委任状欄」を記入してください。 ・紛失の場合は、申込書内の「再交付の理由」を記入してください。 ・書替の場合は、婚姻等「書替の理由」を記入してください。 ・統合の場合は、既存する修了証の種類等を記入してください。
手数料	技能講習、特別教育、安全教育 … 各 2,200円 (消費税込)
写 真 (1枚)	縦3cm×横2.4cm (6ヵ月以内に撮影、正面、脱帽、上三分身、背景無地)
本人確認書類	運転免許証、健康保険証、パスポート、住民票 等の写し
戸籍抄本 等	氏名の変更 (記載事項の異動を証する書面が必要になります)
修了証 (原本) 【山形事務所及び 酒田分室交付】	山形事務所及び酒田分室で交付した修了証を統合する場合は、既存の修了証を添付してください。 書替又は損傷による再交付の場合は、旧修了証を添付してください。
返信用封筒	修了証を郵送により受領する場合は「切手(簡易書留)404円分」貼付し、送り先を記入した封筒を添付してください。

【申 込 先】

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 山形事務所

- 山 形 事 務 所 〒990 - 2351 山形県山形市鑄物町48 - 3
TEL 023 - 664 - 0085 FAX 023 - 664 - 0086
- 酒 田 分 室 〒998 - 0832 山形県酒田市両羽町7 - 1 1
TEL 0234 - 24 - 8737 FAX 0234 - 43 - 6121